

議会運営委員会

日 時 令和元年12月11日（水）午後 時 分から
場 所 第3委員会室

1 12月13日（金）本会議の議事について

(1) 議事日程

第1 一般質問

第2 第1号議案から第15号議案（質疑、付託）

(2) 質 疑

○日程第2：質疑順序 ①_____ ②_____ ③_____

※一括方式で3回を限度とする。

(3) 付託先

○別紙付託表のとおり

※付託表は、13日議場へ持参

2 陳情・要望について

(1) 国民健康保険税7割軽減の適用拡充を求める。【別紙No.1】

<環境厚生常任委員会>

3 意見書案について

○提出期限 12月19日（木）午前10時

4 その他

○委員会の日程について

・12月16日（月）午前10時～ 総務文教常任委員会（全員協議会室）

・ 〃 17日（火）午前10時～ 環境厚生常任委員会

・ 〃 18日（水）午前10時～ 産業建設常任委員会

○次回議運・幹事会等の日程について

・12月20日（金）午後1時～ 議運事前調整（正・副議長、正・副委員長）

〃 午後2時～ 幹事会、議会運営委員会

令和元年11月22日受理
(郵送)栗岡市議会
議長 齊藤御中
先生

陳情書

国民健康保険税7割軽減の適用拡充を求める。

趣旨

増税と物価上昇が継続する令和時代に突入しました。

現状、国民健康保険税の7割軽減の制度がありますが、年間収入が33万円以下という非現実的な収入を基準に設定されています。

一年で33万円となると、一ヶ月で27500円ということになります。

このような金額を収入されておられる世帯は数少ないのが現実かと思慮します。

国民健康保険税は勤労世帯が払いたいのにも払えない金額を課税されている場合が非常に多く、月額3万円から5万円が課税されている現状になります。

国家が貧困世帯と認定しているのは年収200万円を下回る世帯を定義しています。

このことから

- 1：給料年収200万円以下の世帯
- 2：父子家庭、母子家庭の世帯
- 3：老齢基礎年金の受給世帯
- 4：移住1年未満の世帯
- 5：身体障害者世帯
- 6：年収200万円世帯で18歳未満を扶養する世帯
- 7：漁業や農業を営む世帯で年収200万円以下の世帯
- 8：3ヶ月以上の傷病者を看護する世帯
- 9：退職して一年六ヶ月未満の世帯
- 10：非正規雇用、短期雇用、日々雇用の世帯

国民健康保険法第44条の法律を類推適用することで、医療を利用することを当然の権利とすることは、地域の経済を発展させる礎となるものである。

つきましては、議会にて精査の上審議頂きたい。

以上

陳情者 仁木 勇也

京都府与謝郡伊根町字本庄宇治261番地1-1